

<令和8年度>

健康福祉部 部課長方針



健康福祉部長 福田 望

福祉総務課長

上村 亜希子

生活支援課長

越 正男

子ども未来課長

安治 直尚（次長）

健康長寿課長

加藤 晶大

交流プラザさくら所長

駒崎 崇也

福祉・児童センター所長

大重 寿子

老人福祉センターけやき荘所長

岡本 啓太郎

保健センター所長

向田 健一郎

令和8年度 部長方針

部	健康福祉部	部長	福田 望
---	-------	----	------

部の運営方針

1. 業務遂行にあたっての基本的スタンス

蕨市地域福祉計画の基本理念である「みんなで支えあう みんなにわたたかいまち わらび」の実現と、そこに暮らすことで健康で幸せになれるまち「スマートウエルネスシティ」の実現を目指し、

- ・こども・若者の笑顔と未来が輝き、安心して子育てができるまちづくり
- ・高齢者も含め、みんなにわたたかく健康で安心して暮らせるまちづくり
- ・障害のある人とない人が地域でともに支えあうまちづくり
- ・すべての市民が健康度をアップして健康密度も日本一のまちづくり

を推進する。

2. 重点的に取り組む事業とその目標

- ・地域福祉の推進
「蕨市地域福祉計画 蕨市地域福祉活動計画」に基づき、蕨市社会福祉協議会等との連携及び市民との協働を推進し、地域における市民同士の助け合いや支え合い(互助・共助)などをはじめ、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進する。
- ・こども・子育て支援施策の推進
「蕨市こども計画」に基づき、妊娠期から子育て期まで切れ目のない幅広い支援を行うとともに、ヤングケアラーなど困難を抱えるこどもの相談支援を強化する。また、公立保育園3か年リニューアル計画をはじめ、児童福祉施設の改修等、環境改善に取り組む。
- ・高齢者福祉施策の推進
「第9期蕨市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者の生きがいづくりや健康(健幸)づくりを通じた介護予防、認知症施策の推進等により、蕨らしい地域包括ケアシステムの構築を図る。
- ・障害者施策の推進
「蕨市障害者計画及び第7期蕨市障害福祉計画・第3期蕨市障害児福祉計画」に基づき、障害のある人の社会参加や地域での生活・相談支援体制の充実を図る。
- ・生活困窮者の自立支援等の推進
生活困窮者自立支援法に基づく各種相談業務を通して、生活に困窮する方の自立の促進を支援するとともに、最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付に関して適正に遂行する。
- ・健康づくり・スマートウエルネスシティの推進
「第3次わらび健康アップ計画」に基づき、生活習慣病予防をはじめとする各種健康づくり事業やこころの健康事業等を推進するとともに、「スマートウエルネスシティ蕨アクションプラン」に基づき、全庁が連携して、歩きたくなるまち・歩いてしまうまちづくりに取り組む。

3. 部員に求める必要な心構え

- ・市民の方の対応にあたっては、常に相手の心情に寄り添った、温かく、親切・丁寧な対応を心掛ける。
- ・職務についての自己研鑽に努め、「行政のプロフェッショナル」として市民に信頼される職員を目指すとともに、常に問題意識を持ち、業務効率化や業務改善に取り組む。
- ・職員が、お互いに思いやりと感謝の気持ちをもって、協力しながら職務を行うことで、ワークライフバランスを大切にしやすい職場をつくる。
- ・積極的に組織の縦割りを超えた横の連携を推進することで、効果的な業務遂行を図る。

令和8年度 課長方針

部課	健康福祉部 福祉総務課	課長	上村 亜希子
----	-------------	----	--------

課の運営方針

地域福祉及び障害者福祉の増進のために

- ・接遇の更なる向上(こちらからお声掛けをする。挨拶を徹底する。)に努める。
- ・お互いに声を掛け合い、気持ちよく働ける職場環境を全員でつくる。
- ・プロとして、事業目標の達成に向け、計画を立てるとともに、常に事務の改善を心掛ける。
- ・情報及び課題の見える化を進め、課全体で助け合い、育て合える体制を整える。
- ・市民の信頼に応えられるよう、業務に関する技術、知識等の向上を目指し、日々自己研鑽に努める。

主要事業

事業名	事業内容	目標
障害者計画等の策定	障害者基本法に基づく障害者計画、障害者総合支援法に基づく第8期障害福祉計画及び児童福祉法に基づく第4期障害児福祉計画の策定	令和8年度中に、始期を令和9年度とする計画を策定する。
民生委員・児童委員協議会等の活動の支援	民生委員・児童委員協議会、保護司会及び赤十字奉仕団の活動の支援	地域福祉の大きな担い手である民生委員・児童委員協議会等の活動を支援することにより、地域福祉の推進を図る。
戦没者追悼事業	戦没者を追悼し、恒久平和を願うため、隔年で戦没者追悼式を挙げる。	先の大戦で尊い命を落とされた戦没者の方々のご冥福を祈る大切さと、平和の尊さを後世に伝えることにより、平和な社会を実現していく。
社会福祉協議会補助事業	社会福祉法の規定により、地域福祉の推進に大きな役割を担う社会福祉協議会への補助	地域福祉の一翼を担う社会福祉協議会の法人運営や松原会館等の運営に対する補助を行うことで、地域福祉の推進を図る。
社会福祉法人の許認可、指導監査等	主たる事務所が蕨市の区域内にある社会福祉法人であって、その行う事業が蕨市の区域を越えない社会福祉法人の許認可等の監督事務	社会福祉法の規定に則り、社会福祉法人の指導監査の適切な実施を図る。
特別弔慰金の請求受付事務	国が実施する戦没者等の遺族に対する「第十二回特別弔慰金」の支給に伴う請求書の受付事務を、請求者の居住地を管轄する市区町村が行う。(請求期間 令和7年度～9年度)	請求受付は、令和7年4月1日開始 請求者の高齢化が進んでいる上、必要書類の確認手順の多い事務のため、丁寧かつ円滑な対応に努める。
手話の普及啓発事業	令和3年4月1日施行の蕨市手話言語条例を基に、手話の理解促進・普及、手話を使いやすい環境の整備、手話通訳者の養成等の事業を進める。	手話講習会等の手話を学ぶ機会の充実、手話の普及及び聴覚に障害のある人への理解促進に努めるとともに、手話映像通訳サービスを活用した手話を使いやすい環境の整備を図る。

主要事業

事業名	事業内容	目標
自立支援給付事業	障害者総合支援法の規定に基づき、介護給付、訓練等給付、自立支援医療及び補装具の支給に関し、相談、申請受付、調査、サービス等利用計画の確認、支給決定等を行う。	障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営んでいけるよう自立支援給付事業による支援を行うことにより、福祉の増進を図るとともに、蕨市障害者計画の基本理念である「障害のある人となない人が、地域でともに支え合うまち わらび」の実現を目指す。
障害者手当支給事業	障害のある人の経済的支援をするため、特別障害者手当、障害児福祉手当及び在宅重度障害者手当を支給する。	障害のある人の経済的安定を図り、もって福祉の増進を図る。
障害者相談支援事業の充実	障害者相談支援事業の中核的な役割を担う基幹相談支援センタードリーム松原を中心に、各相談支援事業所が、サービス等利用計画の作成や様々なケースの相談に対応できるよう情報の共有と相談支援員の資質の向上を図る。	障害のある人への必要なサービス提供に向け、相談支援体制の強化を図るとともに、高度化・複雑化する相談内容への対応と相談支援事業所の情報共有及び相談支援員の資質の向上を図る。
障害者入所施設の広域的検討と暮らしの場の確保策の検討	圏域における人口や入所待機者数など、地域の実情を把握し、その必要性を国や県に働きかけるとともに、設置の可能性についても、情報共有や研究を進める。 併せて、障害のある人が、可能な限り住みなれた地域で安心して暮らせるよう市内における暮らしの場の確保に努める。	【入所施設】 障害のある人が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、強度行動障害など重度の障害のある人にとって必要な「障害者入所施設」の設置について、社会福祉法人、近隣自治体、当事者団体や関係者と連携し、市内や近隣市における暮らしの場の確保に取り組む。 【グループホーム】 当事者団体や関係者等と協力し、重度障害のある人への対応も可能なグループホームの整備について、調査・研究を行う。

令和8年度 課長方針

部課	健康福祉部 生活支援課	課長	越 正男
----	-------------	----	------

課の運営方針

生活保護法に基づき最低限度の生活の保障と自立の促進を図る。生活保護に至らない生活困窮者に対しては、生活困窮者自立支援法に基づく各事業等を通して自立の促進を図る。

- ・年間計画を立て、効率的な業務の遂行に努める。
- ・ケースワーカーが的確に業務を遂行するため、実務研修会や検討会等により実施水準の維持向上を図るとともに、組織・チームで仕事を進める。
- ・生活保護の決定実施には、生活保護法、実施要領等をはじめ、関係法令制度に基づき、適正性・統一性が確保されるよう、常に研鑽に努め、確信をもって業務にあたる。
- ・生活保護制度と生活困窮者自立支援制度の連携強化を図り、切れ目のない、一体的な支援体制とする。

主要事業

事業名	事業内容	目標
生活保護制度の適正運営	申請時や訪問計画に基づく訪問調査活動の実施	要保護世帯及び被保護世帯の実態を把握することで援助方針を明確にし、自立を助長するための指導援助を行う。
	定期的な課税調査及び年金等各種調査の実施、収入・資産申告等届出の徹底	被保護世帯の収入・資産及び就労状況等を把握し、不正受給の未然防止を図るとともに、保護の適正化に努める。
	最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付支給事務	平成25年生活扶助基準改定に係る最高裁判決の対応を踏まえた支給事務の実施について、実施体制を確保した上で、国等と連携し適切に対応する。
生活保護受給者自立支援事業	自立相談支援員の就労支援等による被保護者の自立助長	ハローワーク川口との連携等により就労又は増収による自立を促進する。就労困難な被保護者には、日常生活及び社会生活の自立を支援する。
	被保護世帯の中学生及び高校生を対象とした学習・生活支援及び受験料支援	学習教室の開催や訪問支援等による子どもの学習・生活支援のほか、大学受験料や模擬試験受験料を助成し、貧困の連鎖を防止する。
生活保護受給者健康管理支援事業	頻回受診・重複受診等の適正受診指導及び健康診査の受診勧奨	被保護者の健康や生活の質の向上及び受診行動の適正化並びに医療扶助費の適正化に努める。
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業・住居確保給付金の支給・就労準備支援事業・家計改善支援事業・子どもの学習・生活支援及び受験料支援	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題に対し、様々な支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図る。

令和8年度 課長方針

部課	健康福祉部 子ども未来課	課長	安治 直尚
----	--------------	----	-------

課の運営方針

○こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会の実現に向け、職員ひとり一人が「こどもや子育て世代を支援する」という意識をもって業務を遂行する。

- ・笑顔で親切、丁寧な対応に努め、公平・公正に業務を遂行する。
- ・担当業務について、常に改善の意識を持って正確かつ効率的な遂行に努める。
- ・担当業務および関連する業務の知識の向上を図るため、自己研鑽に努める。
- ・児童の保育は、安全に留意して実施するとともに、児童が心身ともに健やかに育つための支援を行う。
- ・子育て家庭の幅広い相談に対し、寄り添いながら、切れ目のない支援を行う。
- ・児童虐待防止のために、こどもの人権を尊重しながら、各関係機関等との連携を図り、迅速かつ適切に対応する。
- ・困難を抱える家庭(こどもの貧困、ヤングケアラー、ひとり親家庭等)に対し、こどもの人権を尊重しながら、各関係機関との連携により、適切な支援を行う。

主要事業

事業名	事業内容	目標
児童手当支給事業	高校卒業(18歳年度末)までの児童の養育者に児童手当を支給する。	子育て世帯への経済的支援が適切に行えるよう業務を遂行する。
こども医療費支給事業	高校卒業(18歳年度末)までの児童の医療費の一部負担金(保険診療分)を支給する。支給に当たっては、県内医療機関は現物給付(窓口払い不要)とする。	子育て世帯への経済的支援が適切に行えるよう業務を遂行する。
わらべびおめでとうギフト事業	わらべびおめでとうギフト事業によりこどもの出生を祝福するとともに、子育て支援情報の提供により子育て支援のきっかけを作る。	子育て世帯への経済的支援(育児用品の提供)および子育て支援のきっかけづくりが適切に行えるよう業務を遂行する。
ひとり親家庭への助成事業	低所得のひとり親家庭に対し、児童扶養手当の支給、ひとり親家庭医療費の支給、家賃助成等の経済的支援を実施するとともに、離婚時の養育費確保支援およびひとり親のこどもの生活・学習支援事業等を実施する。	ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、丁寧な相談および情報提供に努め、様々な支援が適切に行えるよう業務を遂行する。

主要事業			
事業名	事業内容	目標	
こども家庭センター事業	家庭児童相談・児童虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭センターの児童福祉機能である「わらここ」では、すべてのこどもとその家庭および妊産婦等を対象に、母子保健機能である「わらべび」と連携して一体的な支援を行う。 ・子育ての様々な悩みに対する相談を実施する。(家庭児童相談室・地域子育て相談機関) ・児童虐待の早期発見や早期対応、継続的な支援を図る。 ・要保護児童対策地域協議会を運営する。(調整機関) 	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭センター「わらここ(子ども未来課内)」と「わらべび(保健センター内)」が合同ケース会議等により連携を図り、支援の必要な子育て家庭に対し、サポートプランを作成し、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行う。 ・地域子育て支援センター5か所に、「地域子育て相談機関」を設置。身近な相談窓口として、こども家庭センターと密接に連携して相談支援を行うとともに、定期的に連絡会議を開催する。 ・児童虐待については、要保護児童対策地域協議会を活用し、児童相談所や警察などと連携して継続した対応を図るとともに、通告等に迅速かつ適切に対応する。
	家庭支援事業	子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業、子育て短期支援事業(ショートステイ事業)を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに不安や負担を抱える家庭や支援の必要な家庭、ヤングケアラーに対し、子育て世帯訪問支援事業を実施し、家庭環境の改善を図る。 ・子育てに悩みを抱える家庭や支援の必要な家庭に対し、親子関係形成支援事業(ペアレントトレーニング)を行う。 ・保護者が児童を養育することが困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間児童を預かる「ショートステイ事業」を実施する。
	ヤングケアラー支援	ヤングケアラーへの支援を実施する。	ヤングケアラー支援条例に基づき、ヤングケアラーの周知を図るとともに、実態調査によりヤングケアラーを把握し、ヤングケアラーコーディネーターによる適切な相談・支援を実施する。
	こどもの貧困対策	こどもの貧困対策を図る。	蕨市職員フードドライブを実施するとともに、子ども食堂やフードパントリーを実施する市民団体の活動への支援を図る。
保育園事業	保育園において、保育を必要とする子どもの保育を行い、子どもの健全な心身の発達を図るとともに、保護者に対する支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心な保育を実施するとともに、こどもの健やかな成長を支援する。保護者からの子育てや子どもの発育発達に関する相談には、保護者の気持ちに寄り添いながら適切な支援が行えるよう努める。 ・公立保育園のリニューアル3か年計画の初年度として、2園の工事設計を委託実施する。 	
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、就労要件を問わず月一定時間まで保育施設を利用できる「こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)」を実施する。	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)を開始し、安定的な運用を図る。	
留守家庭児童保育事業	留守家庭児童指導室において、放課後等の保育を必要とする小学生の保育を行い、児童の健全な育成を図る。	児童にとって安全・安心な生活および遊びの場となるよう適切な保育を実施するとともに、児童の健全育成を図る。また、待機児童の状況等を見極めながら、必要な量の確保に努める。	
保育の質の確保・向上に向けた取り組み	保育の質の確保・向上を図るため、巡回支援指導員による保育施設への支援および指導を行うとともに、市主催の研修を実施する。	巡回支援指導員による保育施設(保育園・留守家庭児童指導室等)への支援および指導を実施するとともに、市独自に、保育士および留守家庭児童指導室指導員向けの研修を複数回実施することで、保育の質の確保・向上を図る。	

主要事業

事業名	事業内容	目標
保育士確保に向けた取り組み	保育士の確保に向け、保育士等宿舍借り上げ支援事業に加え、新卒保育士就職準備貸付事業および保育体制強化支援事業等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士等宿舍借り上げ支援事業や保育体制強化支援事業のほか、新卒保育士就職準備貸付事業を拡充して実施する。 ・保育士の負担軽減や市ホームページでの保育士の魅力発信等、様々な方策を実施することで保育士の確保につなげる。 ・障害児保育、要配慮児受入に係る加配職員への補助単価を増額する。
利用者支援事業(コンシェルジュ)	保育施設や子育て支援事業の相談・情報提供を行う保育・子育てコンシェルジュおよび保育コンシェルジュを各1名配置し、保護者からの相談に応じる。	保育施設の利用申し込みに関する相談にきめ細やかに対応するとともに、待機児童が生じないようにマッチングに努める。あわせて、保育・子育てコンシェルジュが地域子育て支援センター等に出向き、直接保護者からの相談に適切に対応する。
地域子育て支援センター事業	地域子育て支援センターにおいて、親子の交流や子育ての相談、子育てに関する講習等を行う。また、多機能型地域子育て支援センター(地域子育て支援センター、一時預かり、産後ケア、子どもの居場所事業)事業を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・公設2か所、民間委託3か所(多機能型地域子育て支援センター含む)の地域子育て支援センターにおいて、それぞれの施設の特色を生かしながら魅力ある事業を実施、親子の交流等を促進する。 ・(再掲)地域子育て支援センター5か所に、「地域子育て相談機関」を設置。身近な相談窓口として、こども家庭センターと密接に連携して相談支援を行うとともに、定期的に連絡会議を開催する。
一時預かり事業等	<ul style="list-style-type: none"> ・一時的な保育が必要な方への一時預かりを実施する。 ・待機児童対策として、わらび幼稚園ベビー保育室で0～2歳児の一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)を実施する。 ・家庭で保育ができない、病気や病気の回復期にある児童の一時的な保育として、病児・病後児保育事業を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公立保育園4園での一時的保育事業に加え、地域子育て支援センター3カ所での一時預かり事業を適切に実施する。 ・わらび幼稚園ベビー保育室での0～2歳児の一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)を適切に実施する。 ・保護者が子育てと仕事の両立を図れるよう、病気や病気の回復期にある児童が、静かで安心して過ごせる病児・病後児保育事業を適切に実施する。

令和8年度 課長方針

部課	健康福祉部 健康長寿課	課長	加藤 晶大
----	-------------	----	-------

課の運営方針

- 「みんなにあたたかく健康に生活できるまち」をまちづくりの基本目標として
- ・「第9期蕨市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らしていけるよう高齢者福祉サービスと介護保険サービスの充実を図る。
- ・地域包括支援センターと連携して高齢者の介護予防や権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援などの「地域支援事業」を実施する。
- 市民に信頼される職員を目指して
- ・親切・公正・迅速な窓口対応に努める。
- ・常に問題意識をもって業務にあたり、日々自己研鑽に努める。

主要事業

事業名	事業内容	目標
地域支援事業の充実	在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業を推進する。	地域包括ケアシステムの構築を目指し、各事業を順次進めていく。
介護予防の推進	介護予防を推進するとともに、地域包括支援センターを介護予防の推進拠点として、住民運営の通いの場を充実し、地域における自主的な介護予防活動の育成・支援を実施する。	「からだ健康チェック会」、「フレイル予防教室」、「いきいき百歳体操」など介護予防事業の参加者を増やし、高齢者が要介護状態になることを予防すると共に、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止を図る。
蕨市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の推進及び策定	第9期計画に掲げた事業の着実な推進と、新たに令和9年度から11年度を計画期間とした第10期計画を策定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・第9期計画の給付状況等の実態把握に努め、課題の確認を行う。 ・第10期計画の策定においては、給付状況等にかかる要因分析や高齢者の状況を把握し、2025年及び2040年に向けた地域の将来像を描きながら、保険料及びサービス水準の検討をしていく。 ・新たに認知症施策推進計画を策定する。
地域密着型事業所設置に伴う公募	看護小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の事業者の公募を行う。	看護小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の事業者の公募を行い、令和9年度の開設を目指す。
ねんりんピック(全国健康福祉祭)の開催	ねんりんピック彩の国さいたま2026において、本市の担当である将棋交流大会を開催する。	令和8年11月8日(日)・9日(月)に開催する将棋交流大会において、記憶に残る大会となるよう円滑な運営に努める。
松原会館に代わる老人福祉施設の整備	西公民館及び老人福祉センター松原会館を併設した複合施設を整備する。	西公民館との複合施設として、令和7年度策定した実施設計画を基に、令和9年度の開設に向けた準備を進める。

令和8年度 課長方針

部課	健康福祉部 交流プラザさくら	所長	駒崎 崇也
----	----------------	----	-------

課の運営方針

- ・笑顔あふれる施設づくり、地域との思いやりのあるお付き合いを実践していく。
- ・高齢者と児童との世代間交流を推進し、高齢者福祉の増進と児童の健やかな成長を育む。
- ・近隣町会や各種団体、ボランティア、近隣公共施設、小中学校と連携し、市民の交流の場となるイベントの開催や施設づくりに努める。
- ・市民が安全で安心して利用できるよう、施設の安全管理に努める。

主要事業

事業名	事業内容	目標
老人憩いの家 みつわ苑事業	囲碁将棋サロン、歌声や体操、工作講座など	高齢者が生涯にわたり健康で生きがいを持って生活ができるよう、健康増進やレクリエーションの場づくりの機会を提供する。
南町児童館事業	児童一般利用、児童向け講座、親子講座、季節の催し、乳幼児クラブ、にこにこ広場など	子育て世代や子どものニーズを踏まえた、親子や児童向けに各種講座・イベントの開催や子育て支援センターや公民館などとの連携を通して、子育て支援や子どもの居場所を提供する。
世代間交流事業	交流プラザさくらまつり、各種コンサート、各種教室など	高齢者と児童が共に参加できる事業を企画し、世代間交流を図る。
留守家庭児童保育事業	保護者の就労等を保育の観点から支援し、放課後の児童に適切な遊びや生活の場を提供する。	放課後の児童に安全で安心な生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。

令和8年度 課長方針

部課	健康福祉部 福祉・児童センター	所長	大重 寿子
----	-----------------	----	-------

課の運営方針

- 子どもを育てる家庭を支援し、児童の健全育成を図るため、子どもたちが健やかに育つ環境を整備する。
- ・児童センター・児童館が、子どもの遊びの拠点として、安全に安心して過ごせる居場所を提供する。
- ・子どもたちが楽しめるような事業を展開し、環境の整備を行う。
- ・子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援する。
- ・常に笑顔で応対し、利用者の気持ちに寄り添ったきめ細やかな対応に努める。
- ・建物施設の長寿命化を見据えた適正な維持管理に努める。

主要事業

事業名	事業内容	目標
乳幼児子育て支援事業	年齢別乳幼児クラブ(北町児童館を除く)、つどいの広場「にこにこ広場」、お誕生日会、季節の催し(七夕・クリスマス・節分等)など	乳幼児を対象とした活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設け、子育ての交流を促進する。また、子育てへの不安や悩みに気軽に相談できるよう子育て支援活動を実施し、地域における子育て家庭を支援する。
小学生以上対象事業	子どもたちが楽しめる遊びの場の充実、夏休みの自由研究に活用できる創作活動や書初め、ダンスなどの学習や体験活動	子どもたちが安全に安心して過ごせる居場所として、環境づくりに努めるとともに、健全な遊びや自発的な活動を通して、自主性・社会性・創造性を身につけられるよう必要な支援を行うとともに、子どもの視点や意見を活動に生かせるように努める。
地域等との連携推進	地域の有志指導者・組織等と連携を図ることで、ベビーマッサージ・運動遊び・習字・工作・ダンス等の各種教室や講座、絵本や紙芝居等の読み聞かせ、人形劇・コンサート等を実施	地域の子どもの活動や、子育て支援の取組を行っている人材や団体・NPO等と協力して、子育てに関するネットワークを築き、子どもの遊びや活動を促進する。
子育て支援フェスタこどもまつりの開催	児童館5館合同の地域交流イベント「子育て支援フェスタこどもまつり」の開催	当該イベントを契機として、地域住民との交流や団体・NPO、関係機関との連携強化を図り、子どもと子育て家庭を支える地域づくりに貢献する。
中高生の居場所づくりに向けた取組	中高生の利用促進に向けた、中高生が利用しやすい環境の整備	中高生が学校や家庭以外で過ごせる第三の居場所として、学校の長期休暇中に自習室を開設するなど、中高生の居場所となる事業の展開や周知方法を検討する。

令和8年度 課長方針

部課	健康福祉部 老人福祉センターけやき荘	所長	岡本 啓太郎
----	--------------------	----	--------

課の運営方針

- ・高齢者の生きがいづくり等に応じた各種講座を開催し、教養の向上及び健康の保持・増進を支援するとともに、更なる住民交流を育む。
- ・けやき荘利用者連絡会を支援・育成し、各クラブの活動を充実させるとともに施設の利用促進を図る。
- ・高齢者の憩いの場として安全で快適な施設環境を整える。

主要事業

事業名	事業内容	目標
けやき荘まつり	けやき荘の講座、クラブの活動成果を発表する。	成果発表を目標にすることで、自身のやり甲斐と満足度を高めてもらうとともに、利用者間の交流を育む。
けやき荘講座	健康体操、民舞踊、俳画、カラオケ、ペン習字、書道、童謡唱歌、手話ダンス、茶道、やさしいフラダンスの10講座を月2回、年間を通して開催する。	けやき荘利用者の要望を反映した講座を展開し、住民の教養の向上や健康づくり、住民交流を推進する。
けやき荘利用者連絡会の支援	けやき荘まつりの開催や塚越地区生涯学習フェスティバルの参加、けやき荘利用ルール等について、連絡会の円滑な運営を支援する。	各種団体や利用者が、日頃の活動の成果を発表できる機会を設けるとともに、高齢者の憩いの場となる施設としての環境づくりを進める。

令和8年度 課長方針

部課	健康福祉部 保健センター	所長	向田 健一郎
----	--------------	----	--------

課の運営方針

○健康寿命を延伸し、豊かで健康な生活を生涯送ることができる健康密度日本一のまち、スマートウエルネスシティ蕨を目指して

- ・市民に寄り添った相談支援や保健指導を実施する。
- ・保健行政のプロフェッショナルとして、常に自己研鑽と業務改善に努める。
- ・職員、庁内組織、関係団体との連携を深め、市民にとってよりよい仕事を実行する。

主要事業

事業名	事業内容	目標
第3次わらび健康アップ計画(健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画)及びスマートウエルネスシティ蕨アクションプランの推進	第3次わらび健康アップ計画及びスマートウエルネスシティ蕨アクションプランに基づき、各種施策を推進する。 令和8年度は、スマートウエルネスシティの実現を具体化していくために、新たにウォーキングコースを活用したウォーキング教室をはじめとする各種事業を推進する。	「すべての市民が健康度をアップして、健康密度も日本一のまちへ」の基本理念に基づき、生活習慣病の予防のための健康づくりや、ライフステージに応じた身体とところの健康づくりなどを行い、健康寿命の延伸を図るとともに、誰もが健康で幸せを実感できるスマートウエルネスシティの実現を目指し、全庁各課による取り組みを推進する。
健康長寿事業	毎日8,000歩、そのうち中強度の歩行20分の運動と、埼玉県のコバトンALKOOマイレージ事業との連携による健康施策(健康長寿蕨市モデル事業)を実施する。 令和8年度は、好評を博している蕨あるこうキャンペーンやウォーキングイベントを実施するほか、新たにウォーキングコースを活用したウォーキング教室(再掲)を開催する。	若い世代や健康づくりにあまり関心のない市民も含め、より多くの市民が「自らの健康は自分でつくる」という意識を持って健康づくりに継続的に取り組めるよう、コバトンALKOOマイレージの登録者増につながる事業をはじめ、歩きたくなる・歩いてしまうまちづくりに向けた各事業を推進する。
こども家庭センター事業	こども家庭センターの母子保健機能である「わらび」では、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、保健師等の専門家が相談対応することで切れ目のない支援を提供するとともに、児童福祉機能である「わらここ」と連携して一体的な支援を行う。 令和8年度は、新たにボックス型ベビーケアルームの設置など設備の充実を図る。	妊娠の届出等の機会を通して妊産婦・乳幼児等の状況を継続的に把握し、必要に応じてサポートプランの策定などを行うとともに、こども家庭センター「わらここ(子ども未来課内)」と「わらび(保健センター内)」が合同ケース会議等により連携を図り、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない相談支援を行う。
母子保健事業	乳児家庭全戸訪問事業、新生児・産婦訪問指導やパパママ講座、乳幼児の各種健診などを行う。 令和8年度は、新たに多胎妊婦に対する妊婦健診への追加助成や産後ケア事業の拡充などサービスの拡充を図る。	親子の心身の状況や養育環境を把握した上で保健指導を行うとともに、育児に関する情報を提供し不安の解消を図る。また、支援の必要な家庭に対し、適切なサービス提供に結び付ける。

主要事業

事業名	事業内容	目標
成人保健事業	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進事業のがん検診や骨粗しょう症検診などを行う。 ・保健師による健康に関する相談や、栄養士による栄養相談を行う。 ・令和8年度は、胃がん内視鏡検査及び前立腺がん検診の定員の増員をはじめ、新たにメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」を導入する。 	<p>「蕨市がん検診等統合受診券」を対象者に個別通知するなど、受診しやすい実施方法や広報啓発活動を通じて、がん検診や骨粗しょう症検診など健康増進事業の受診率の向上に努める。</p>
歯科保健事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「蕨市歯科口腔の健康づくり推進条例」の基本的施策に沿った事業展開を行う。 ・定期年齢対象者に対する歯周疾患予防のための検診及び虫歯予防として行うフッ化物塗布事業や妊婦歯科健診を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康寿命の延伸と全身の健康につながる「歯と口腔の健康づくり」について、周産期を含めた乳幼児期から高齢期までのライフステージを通じ継続的に取り組む。 ・「20歳の歯科疾患予防推進事業」については、受診率が向上するよう成年式等での周知啓発に努める。
予防接種事業	<p>予防接種法に基づく定期接種の各ワクチン接種を医療機関に委託し、個別に接種する方式で行う。また、予防接種に関する相談も行う。</p> <p>令和8年度は、新たに定期接種化する妊婦向けのRSウイルスワクチンや高齢者向けの高用量インフルエンザワクチンの接種委託を実施するほか、市独自の带状疱疹ワクチン予防接種費用助成金交付事業を継続する。</p>	<p>接種を受けた個人に免疫を付けることにより感染及び発症の予防、症状の軽減化を図るとともに、感染症の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図る。</p> <p>また、近年定期接種の種類も増えてきているので、HP等で紹介し、接種率の向上に努める。子どもの予防接種については、母子健康手帳アプリの活用により、計画的な接種が行えるよう支援する。</p>
精神保健福祉事業	<p>精神障害者保健福祉手帳の交付・自立支援医療申請事務、相談支援事業を行う。</p>	<p>精神障害者が地域で安心して自立した生活ができるよう相談支援事業所と連携を図りながら、相談支援事業の充実に努める。</p>